

2019年4月

食品の放射性物質に係る弊社対応について

雪印メグミルク株式会社

2012年4月に施行された食品の放射性物質の基準値は、安全性を十分に見込み、より一層、食品の安全と消費者の安心を確保するという観点で設定されました。また、2017年3月に内閣府原子力災害対策本部より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正されました。さらに2018年3月に同対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が更新され「乳」の検査エリアが「岩手県」「宮城県」「福島県」「栃木県」「群馬県」から「福島県」のみへ変更されました。

酪農生産者の方々は乳牛の飼料を厳格に管理しており、また、酪農関係者や行政が協力して、原料乳の放射性物質について定期的な検査を実施しています。弊社は、この検査結果を確認すると共に、厚生労働省が指定する福島県で生産された原料乳および原材料に関して定期的に以下の検査をしています。

- ① 原料乳について定期的に検査を行い、基準値以下であることを確認しています。
- ② 主要原材料について定期的に検査を行い、基準値以下であることを確認しています。

*原料乳、原材料、製品については、ゲルマニウム半導体検出器やヨウ化セシウムシンチレーションカウンターで検査をしています。



□よくいただく質問、放射性物質について

<http://www.meg-snow.com/customer/faq/ingredient.html>